

162-参-厚生労働委員会-23号 平成17年06月09日

※国民経済計算、介護保険法案等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は介護保険法改正の四回目の質疑の日ではないかと思うわけでございますけれども、私は初めて質問に立たせていただきます。

私で民主党・新緑風会、会派一巡するということになるわけでございまして、私の後から二巡目に入るわけでございますけれども、委員の皆さん方はまだまだ二回三回とやりたいという御要望が多いわけでございますし、また委員以外の方からも質問要望が殺到しているような状況でございまして、まだまだ長丁場が続くというふうに思うわけでございます。石川五右衛門は世に盗賊の種は尽きまじと言いましたけれども、我々にとりましては介護保険法改正案に対する質問の種は尽きまじと、こういうような状況だと思っておりますので、大臣におかれましても腰を据えてお取り組みいただければと思うわけでございます。

それで、本日は介護保険制度における負担の視点を中心にして御質問をさせていただきたいと、このように思っております。

それで、まずマクロ的なところから押さえておきたいと思うんですけれども、平成十二年度から出発した介護保険制度でございまして、それにつきましては当然社会保障負担の対象になるわけでございます。

それで、統計的なことをまずお聞きしたいんですけれども、社会保障負担における介護保険の統計というものを内閣府としてどのように作成されているか、算出方法並びにその対象となる項目ですね、それを教えてください。対象となる統計ですね。

○政府参考人（飛田史和君） 国民経済計算における社会保障負担の介護保険についてどのように算出しているかについてお答えいたします。

社会保障負担における介護保険料は、六十五歳以上の第一号保険者が市町村に納めます保険料と、四十歳から六十五歳の第二号保険者が医療保険組合に納める保険料の二種類でございます。

前者の第一号保険者の保険者分の保険料の算出でございまして、地方財政年報、総務省で出しております地方財政年報の市町村の保険料収入を用いております。第二号被保険者分につきましては、各医療保険組合の事業報告書の雇用者負担分、介護掛金でございますが、及び雇者負担分の介護負担金を用いて推計を行っております。

なお、第二号保険者分につきましては、各医療保険組合の事業報告書を使っておりますのは、家計及び企業が最初に医療保険組合へ支払を行う額をとらえると、そういう考え方でやっておるからでございます。

○辻泰弘君　それで、平成十二年度から出発した制度でございますから、それに関する統計がある程度動くということは、それはそのこと自体やむを得ない部分があるとは思いますが、平成十二年度を取りますと、元々国民経済計算は暫定値と確定値があると理解しておりますが、この介護保険における十二年度の統計が大きく動いているということがあるわけでございます。

申し上げますと、平成十二年度に関する介護保険の統計、十四年版で見ますと、雇主の現実社会負担が十四年版では七千二百八十八億、これが十五年版では三千七百七十九、十六年版では三千三百十六ということで、半分ぐらいになってしまっていると。また、雇用の社会負担という部分、これは本人負担ということになるわけですが、その部分は、五千二百九十八億が十四年版、十五年版では九千三百八十七、十六年版では七千八百八十五と。トータルとしては、十四年版では一兆二千五百八十六、十五年版では一兆三千百六十五、十六年版では一兆五百一ということで、初年度ではあるとはいえども、余りにも大きく動き過ぎていて、どうなっているのかなと、このように思うんですね。

このことについて、何ゆえこんなに大きく変動しているか御説明いただきたいと思いません。

○政府参考人（飛田史和君）　先ほど御質問ございまして、第二号被保険者の推計方法について御説明いたしております。それは、第二号被保険者が払い込みます保険料につきまして、医療保険組合のところで現在推計を行っているということを申し上げたわけでございます。

実は、従来からは、医療組合保険のところではなくて社会保険診療報酬支払基金が市町村に払い込む額をもって第二号被保険者の払込みの保険料というふうに推計いたしております。これにつきましては、本来社会保障負担に含まれるべきではない国庫負担というものが含まれているということが判明いたしましたので、平成十六年版国民経済年報において、今現在、現在行っておりますような推計方法に変更させていただきまして遡及改定を行っておるということでございます。

○辻泰弘君　これは後で厚労省に聞くところでの局面にもかかわってくることはあるんですけども、ここは簡単に聞いておきたいんですけども、内閣府がこの統計を作るときに厚労省に確認をしたところ、この納付金も込みの統計のところでは押さえたらいいいじゃないかと、こういうふうなサジェスションがあつてそれで対応されたというんですけども、そういうことだったんですか。

○政府参考人（飛田史和君）　ちょっと、その事実関係はちょっと確認しておりませんが、従来そういうやり方で行っていたということは事実でございます。

○辻泰弘君　それで、十三年度につきましても実は十五年版と十六年版で二千億ぐらい減

少しているわけなんですね。これも同じようなことなんですか。

○政府参考人（飛田史和君） 十六年度国民経済計算年報、具体的には平成十四年度の確報でございますけれども、それにおいて遡及改定をいたしたのは御指摘のような要因でございます。

○辻泰弘君 それで、今度厚労省に聞いておきたいんですけども、厚労省は今年の五月に社会保障負担・給付の見通しというのを出していらっしゃるんですけども、その中で社会保障負担のところを、労働の部分は入っていないのかもしれませんが、それで率を出していらっしゃるわけですか。その算出のときには納付金を入れずに出していらっしゃるという理解でいいですか。今の内閣府のスタンスと同じということでもいいんですね。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

昨年五月、「社会保障の給付と負担の見通し」の保険料負担の介護分には、第一号保険者の保険料と、第二号保険者に係る介護納付金のうち、今御議論になっております国庫負担分を除いた保険料分とを合わせた額を計上いたしております。

○辻泰弘君 後で厚労省に第二号被保険者の保険料収納額についてお聞きするときにペーパー配っていただくことにして説明していただくことにしているんですけども、内閣府に申し上げておきたいのは、いろいろ統計がありますし、今地方財政年報で取っておっしゃいましたけれども、しかし介護保険料に関しての統計は、後で出してください、厚生労働省の統計が今後出されると思いますので、それで一本化すべきだといいますか、それでもって計るべきだと、このように思っております、そういうことでやるべきだと。その地方財政統計の方がよく分からないんですけども、やっぱりあくまでも今厚労省がおっしゃったところの定義に基づいて、だからその数値をそのままやればよいと思うんです。そういう方針でお取り組みいただけますか。

○政府参考人（飛田史和君） 先生御指摘のところは第一号保険者の介護保険料かと思えますけれども、厚生労働省で出しておられます介護保険事業状況報告年報と、それから私も使っております地方財政統計年報の対象というのはほぼ同一、範囲は同一のものであり、二つの資料における計数の差はございますけれども、非常に微少なものだというふうに考えております。一応、現行の国民経済計算の推計におきましては、地方財政データにつきまして地方財政統計年報を広く用いているということがございまして、推計の容易さの観点から、介護保険につきましては現在のところ地方財政統計年報を使わせていただいております。

今後、先生の御指摘も踏まえまして、その両統計の計数がどのように違っているのか、どちらを使ったらいいのかというようなことについては検討してまいりたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 制度ができてすぐのことではございますのである程度流動的なことはあると思いますけれども、このこと自体でそれほど額が大きいというわけでは必ずしもございませんけれども、しかし、やはり統計的な意味合いにおいてはしっかりと把握していただくということでお取り組みいただきたいと、そのことについて要請をしておきたいと思えます。

なお、最近の十六年版の国民経済計算年報では、明示的には二年分から三年分しか掲載されていないんですけれども、昔は八年ぐらい掲載されていました。CDでは十数年分載ってはおりますけれども、逆にCDではもう過去全部載せるべきであって、統計の本には十年ぐらい載せるべきだと。このことも併せて申し上げておきたいと思えます。

そういうことでいいですか。

○政府参考人（飛田史和君） 先生御指摘いただきました国民経済計算年報の冊子につきましては、国民経済計算体系、膨大でございますので、できる限りコンパクトにまとめまして安価に、なるべく安い値段で国民の皆様提供いたしたいという観点からページ数を抑制してきておりまして、先生御指摘のように、平成十五年度版以降は過去二年分しか掲載してないのは事実でございます。

先生もおっしゃいましたように、国民経済計算年報の冊子にはCD-ROMが添付されておりまして、これには平成二年以降のデータが掲載されております。また、内閣府のホームページにおきましても、平成二年度以降かつ直近のデータまで閲覧、ダウンロードできるというふうになっておるということでございます。

○辻泰弘君 別にその点こだわるわけじゃないんですけれども、昔も八年分は見開きの二ページという二ページで八年分載ってたんですよ。今は二年分が、それだけ載っているだけのことで紙数には関係ないわけですし、枚数には関係ないわけですし、ページ数にはね。だから、昔も八年分が見開き二ページで掲載されていたわけですから、だから、別にその分量を薄くするというには何も関係ないんです。そのことを申し上げておきます。

さて、二つ目のポイントですけれども、第一号被保険者関連の負担にかかわることでございます。第一号被保険者の保険料の額は、後で資料いただきますのでまたそのときに見せていただこうと思えますけれども、そこで、これは実は年金課税の関連につながってくるので、ここでお聞きしておきたいわけでございます。

と申しますのは、十六年度の税制改正においていわゆる年金課税の強化が図られた。公的年金等控除の縮小が図られ、また老年者控除が廃止されるということがあって、十七年一月一日からそれが現実に所得税においては適用されていると。住民税においては十八年の六月からということになるわけでございますが、そういうことになっているわけです。その後、十七年度税制改正では百二十五万の老年者に対する非課税限度額というものが撤廃するという事になっていたわけでございます。

それで、そういったことを踏まえつつですけれども、私はこの委員会あるいは予算委員会等でも坂口前大臣また尾辻大臣にもこの点について申し上げてまいりました。すなわち、年金の税制改正に伴って、国保あるいは介護保険の保険料負担について、それが負担が急激に増えるという層があるだろうと、そのことについてはしっかりと対処すべしと、このように申し上げてきたところでございまして、坂口前大臣は、「介護につきましては、介護保険の改正を来年行いますので、その中で十分に勘案していきたい」と。国保についても言っていておりましたが、そういったことを言っていて、また尾辻大臣も、御就任の後、十月に、昨年十月に私予算委員会でお聞きしましたところ、「坂口大臣が前向きの御答弁であります。私もそれを後退させることはいたしません」と、このように言っていて、その後、ある程度具体的などいいますか、むにゃむにゃといいますか、そういった御見解があるわけですが、しかし、基本はここにあると。すなわち、坂口大臣がそのようにおっしゃって、尾辻大臣が、坂口大臣の前向きな答弁、それを後退させることはいたしませんと、このようにおっしゃったわけですが、そのことについては二言はないと理解していいですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 後退をさせることはありませんという御答弁申し上げました。それはそのとおりでございます。

○辻泰弘君 そこで、十七年度税制改正において老年者に対する百二十五万の非課税措置が廃止されるということになったわけですが、そのこと自体には税制の中で激変緩和措置を図るということになっているわけでございます。具体的には、法律的にも、十八年度は三分の一、十九年度が三分の二、二十年度からフルと、こういうことだったと思うんですけれども、税制改正としてはそういうふうになっていると。

それに連動して、介護保険にもいわゆる激変緩和措置を講ずるんだという考え方を局長もおっしゃっておられるわけですが、このことを具体的にどうしていくのか。すなわち、増えた部分の三分の一ずつの三年間という税制改正との連動で、そのような考え方でやっていくのかと、このことを御見解をお示してください。

○政府参考人（中村秀一君） 今お話がございました十七年度の税制改正、これの高齢者の非課税措置の廃止により影響を受け、非課税から課税になる方については、今委員御指摘のとおり、地方税法上も十八年度から二年間、激変緩和措置が行われると。このことを踏まえまして、介護保険の方においても同様に激変緩和措置をとるべく検討をしているところでございます。

具体的な方法といたしましては、保険料への激変緩和措置、個人住民税において激変緩和措置の対象とされた方につきまして、住民税における激変緩和措置を参考に、段階的に本来負担すべき保険料に移行できるよう、この介護保険の保険料につきましても激変緩和措置を講じてまいりたいと思います。

○辻泰弘君 これから検討かもしれませんが、例えば三分の一ずつやっていくということも一つの考え方としてあるということですか。

○政府参考人（中村秀一君） 十八年、十九年度は本来の段階よりも低い料率として段階的に引上げということで、したがって刻んでいくというような考え方で検討をしてみたいと思っております。

○辻泰弘君 それで、十七年度改正の分については局長もおっしゃっているし、衆議院段階における確認答弁にもそのような趣旨が出ているわけですが、しかし、そのことによって救われない十六年度改正の方々の層というのは残るわけなんですね。十七年度改正の場合は、年金所得でいえば二百十二万から二百四十五万の人は今の激変緩和措置で救うことになるわけですが、十六年度改正のときの二百四十五万から二百六十六万の方に対しての激変緩和の対象には今回の措置ではないわけです。ですから、その部分についてはやるということが、先ほど尾辻大臣がおっしゃっていただいた約束を守るゆえんだと、このように思うわけですが、そのことについて、その部分を対象とするということ。

すなわち私は、素人考えかもしれませんが、二百十二万から二百四十五万のことは今回そういうことをなさるわけですから、それに併せて二百四十五万から二百六十六万の層も対象にするということは、私は実務的にやろうと思えばできると思うんですね。少なくとも、自分でそれを申告すればそれで認めるということも含めて、具体的な方法は頭のいい皆さん方が考えてくださったらできると思いますけれども、そういうことで、その層をも対象とすべきだというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○政府参考人（中村秀一君） 今委員御指摘になっておりますのは、ただいま申し上げました十七年の税制改正の激変緩和措置を講ずる税制改正とは違う、それに先行する十六年度の、今正に御指摘ありました年金課税の見直しの分でございます。

この影響も十八年からでございますが、税法上、一つは特段の経過措置が講じられないと。それから、この年金額につきましては、非課税措置のラインが、二百六十万円を超えるラインが、二百六十六万が二百四十五万というふうに下がるということで、年金額としても、言わば介護保険の被保険者、第一号被保険者の中でも割合年金額の高い方々の部分についての問題でございますので、高齢者の非課税措置、先ほど申し上げました激変緩和措置と対応は異なりますが、私どもは今回の制度改正において次のような措置をとることで対応をしたいと考えております。

それは、現在、保険料段階は五段階と、こういうふうにされておりますが、低所得者の方をきめ細かくするために六段階の措置を講ずると、こういうことが一点でございますが、もう一つ、新五段階以降の階段につきましても市町村の判断により多段階にすることができるということで、刻み方も多様にできますし、また、その刻み方を多様にするによりまして、その新五段階以上の言わば保険料の料率も工夫し得ると、こういうふうな措置を講ずる。要は、保険者がより弾力的な保険料賦課をできるようにしておりますので、そ

ういう措置を講ずることによって、平成十六年分の年金課税、税制改正に伴う措置により非課税から課税になった方々に対して措置が講ぜられる道を開いたと、こういう措置を講じたところでございます。

○辻泰弘君 従来のことをおっしゃっているわけですが、しかし、元々の尾辻大臣、坂口前大臣の流れというのは、おっしゃっていただいた流れは、その年金課税に伴って、そこの方を軽減措置を講ずるといふことでの精神で来ていただいているわけで、今おっしゃったのは年金所得のみならずということになるわけですね。

やはり私は、大臣答弁の重みと申しますか、その継続性という見地からも、今回、十七年度改正の部分で同様の措置を行われるわけですから、その分を幅を広げるといふことで私は対応することがやりようによってはできると思うんです。そのことが、坂口前大臣、尾辻大臣がおっしゃってくださっているそのことにかなう道だと思うんです。それが絶対できないというのならあれですけども、しかし私はできると思うんです。

だから、是非その点は、まず第一義的にはそのことでの取り組みをいただきたい。おっしゃった段階制のことというのはその後であるかもしれませんが、まず第一義的には、私はその二百四十五万までは、二百十二万から二百四十五万までは暫定措置を講ずるといふことで、激変緩和措置を講ずるわけですから、それに合わせて、その上の二百四十五から二百六十六の層もそれと同様な措置を検討するといふことで対応すべきだと思うんですけども、そのことについて検討していただけますか。

○政府参考人（中村秀一君） お答えを申し上げます。

私どもも、辻委員から御紹介ございましたように、度々この問題について御指摘があり、両大臣が御答弁申し上げていると、そういう前提に立って、どういう措置が講ぜられるか、この点を検討してまいったわけでございます。

十七年の税制改正への対応と十六年の税制改正への対応の違いは、正に十七年税制改正においては、住民税の法上も、その経過措置を講ずるといふことで、市町村がこの対象者を把握するということになっておりますが、十六年改正については対象者の捕捉も困難であるといふことで、対応方法は違わざるを得なかったわけでございますが、正に委員の御指摘を踏まえまして、非課税から、住民税本人非課税の方が課税に移る、そういったレベルのことを考えまして、新第五段階、これは本人課税の段階ですが、それ以上の方々についての刻み方の階段の数も増やすことができますし、滑らかな料率設定もできるという制度を講ずることによって、委員が御指摘されていた十六年税制改正の該当の方も救済される道を開いていると、こういうふうにご存じているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 尾辻大臣ね、申し上げておきたいんですけども、昨年十二月十五日に自由民主党、公明党で税制改正大綱を作っていたら、その中にこういう考え方が出ているわけなんです。これは専ら十七年度改正についてでございますけれども、「個人住民税

の制度改正に伴い国民健康保険料等の負担が増減する問題については、地方分権の趣旨に鑑み、関係市町村において、国民健康保険料等について必要に応じ適切な措置を講ずることを期待する。」と、こういう考え方の下に法案が作成されてきているということになるんですけれども。

私が申し上げたいのは、十七年度改正での連動はこういうことで考えられるわけですが、しかし十六年度改正についてもやはり同じ趣旨で当然考えられるべきであると。十七年度改正だけがこれを今のことで考えるけれども、十六年度は全く関係ないということはおかしいと思いますし、これまでの大臣答弁の流れから見ても、やはりそれは同等に扱われるべきことだというふうに私は思うわけでございます。

それで、実務的にはなりますけれども、その十七年度改正の二百十二万から二百四十五万のところは段階的にやられるわけですが、把握してですね。それが二百四十五から二百六十六までを幅を広げることが実務的にできないということなのかどうかですね、私はできているんですけれども、そのことについて御検討していただいて、まずそのことが私は、今日的に坂口前大臣並びに尾辻大臣のこれまでの御答弁を一番ストレートな形で反映するといいますか、実現する道だと私は思っておりますので、是非その点について大臣からも督励をしていただいて、まずはそのことについて御検討いただきたい。このことは大臣いかがでしょう。

○国務大臣（尾辻秀久君） まず、十六年度税制改正ですが、これはもう今先生が言っておられるように、最低保障額の引下げで百四十万から百二十万になる。ここは経過措置がないわけでありますから、もうこのとおりにいくわけであります。

で、そうなりますと、少し整理させていただきたいんですが、私が今先生が言っておられることを理解するためにむしろ整理させていただきたいと思うのでありますけれども、そうなりますと、この非課税限度額が、例えば夫婦の場合だと二百六十六万から二百四十五万に変化する、これはもうこのとおりで、私どもに変えようがない数字であります。で、今度はそれが保険料にどう跳ねていくかということになりますと、私どもの保険料の段階のつくり方というのは、基本的に市町村民税本人非課税であるかないかというところで線を引いておりますから、これの変化のさせようはまたなくなるわけであります。したがって、この課税の人たちの段階のところを細かく刻んでいく、それによって保険料負担を急激な変化をなくそうというふうに私どもは考えて、今御説明申し上げておるわけですが、どうも先生にそのことが御納得いただけてない。

そして、更に何か検討せいと言っておられる、そのところの検討をすべき部分が、今私が申し上げたことからまたどの辺を検討せいと言っておられるのか、もう一度お示しいただくと私もまた更にお答え申し上げたいと存じます。

○辻泰弘君 介護保険料は本人非課税かどうかということでございますから、所得割というより均等割が掛かってくることになるわけですね。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

それで、これはむしろ局長にお聞きしたいぐらいではありますけれども、今回の税制、十七年度税制改正の反映として新たに課税になる層が出てくるわけですね。非課税であった者が課税になる層が出てくるわけですね。その方々の介護保険料については、例えば三分の一、三分の二、フルという形でやっぺいこうというのが先ほどの局長の答弁だったわけですよ。そういうような考え方だったわけですよ。だから、その考え方を援用することはあるんじゃないかと、こういうことを申し上げているんです。

○政府参考人（中村秀一君） お答えを申し上げます。

先ほど来申し上げておりますとおり、十七年の税制改正措置につきましては、非課税限度額の範囲もいろいろそのケースによって違いますけれども、高齢者の非課税限度額の廃止に伴いまして、例えば独身の方の場合、相当の改正前後の変化もある。そういったことで、十七年度税制改正については、住民税、税法上、その猶予措置、段階的な激変緩和措置が二年間講ぜられていると、こういう方法で対応をします。市町村の方はその対応で、住民税自体でそういう対応をいたしますので対象者の捕捉もできています。そういうことを踏まえまして、住民税の激変緩和措置に準ずる措置を介護保険の方でもとらしていただくと、こういうふうにしたところでございます。

十六年につきましては、公的年金控除の最低保障額の引下げでございまして、これで影響を受ける層が、繰り返しになって恐縮ですが、年金課税の影響を受ける層が高齢者非課税措置の影響を受けるよりも相対的に所得も高い層であるということも考え、また市町村の捕捉が困難であると、こういうことも考え、また税制改正における経過措置の有無という判断の差も考えまして、別途の対応策で実務上円滑な対応ができる方策ということで、課税対象者の本人課税以上の層をより多段階に分割することも、現在はできないわけですが、お認めし、そういうことにより保険料率の弾力的な設定ができると、そういうことによりまして、課税から非課税に移られた層に対しまして低い料率の設定が可能になるような措置を講じたところでございます。

〔理事武見敬三君退席、委員長着席〕

○辻泰弘君 局長、二百四十五万から二百六十六万のところを、今回皆さん方がやられる二百十二万から二百四十五万のところプラスしてやるということも実務的には無理だと、そこはどうなんですか、そのところについての言及がないんですけれども。

○政府参考人（中村秀一君） 先ほど申し上げましたように、市町村の実務を考えますと、十七年の税制改正で弾力措置を講ずるところと比較いたしまして、この部分は市町村の事務負担も大きいと、こういうことを考え、介護保険の場合、かなり市町村の事務負担ということが保険料の設定の際にも配慮している事項になっておりますので、そこを踏まえた方策を検討させていただいたところでございます。

○辻泰弘君 年金収入は、二百四十五万から二百六十六万の方々のリストといたしますか、

それは私は作れると思うんですけども、少なくとも、そういうことが自ら申請できる場合、証明できる場合は適用するという含めて、その点についても私はもう一遍考えていただきたいと思うんです。

同時に、局長がおっしゃったように、新たな階段を、新五段階、六段階、七段階のこともおっしゃっているわけですけども、その場合も、何ゆえそういうことをすることになったのかと。例えば年金課税の強化があった、そのことなんだということは全く何もおっしゃってきていないわけですよ。もしそうであれば、こういう部分もあるよということを具体的に例示されて、現実には地方団体の主体で判断でやるわけですから、そのことを伝える。その意味合いも伝えなかったら、その部分についてなかなか現実に実現していきないうと思うんです。その点はどうですか。

○政府参考人（中村秀一君） お答えを申し上げます。

今の十六年改正への対応ということについて、きちんと、保険料賦課方式を見直したことの趣旨、弾力的な設定が可能になり、個々の被保険者の負担を適切に反映できるものであると、そういうことにつきましては、今委員から御指摘ございましたわけでございますし、当然制度改正が行われました場合には全国に周知徹底しなければなりませんので、全国の担当部長会議等においても十分周知を図ってまいりたいと思います。

もう一度、前段のお答えをさせていただきますが、十七年度税制改正分については税部局で対象者を把握しておりまして、介護保険部局でその把握した情報を活用して対応できるということですが、十六年改正につきましては税部局でも対象者の把握が行われていませんので、介護保険部局で個別に把握をすることは実務上困難であるということ、私どもは、この保険料賦課の方式の見直しについては市町村の方と研究会をつくり、全国市長会の下で作業班をつくって検討し、実務に乗る形で提案をさせていただいているわけですが、そういうプロセスの中で非常に困難に当たりましたので、十七年度改正の激変緩和措置とは別途の対応ということで今御説明しているような方式を提案しているわけですので、繰り返しになりますが、その趣旨につきましては、十六年改正の激変緩和の要素があると。その趣旨を十分全国の市町村に徹底するようにしてまいりたいと思います。

○辻泰弘君 この問題だけではございませんので、後に移ることもあるのであれですけども、一つだけ。

私申し上げましたように、例えばじゃ二百四十五万から二百六十六万であって、それまでは税制改正なかりし場合には非課税であったけれども、そのことによって課税になったということが証明される方の場合、自らがそうであるということを証明した場合には対象にするというようなことは私はあっていいんじゃないかと思うんです。だから、そういうことも含めて御検討をいただきたいと思うんですが、その点について御検討をいただきたいと思いますが、そのことについて御答弁ください。

○政府参考人（中村秀一君） 委員から御指摘いただいておりますが、私どももちろん、市町村の方と検討をする際、そういう個別申請ということもあり得ないかどうか御相談もさせていただきました。保険料設定は短期間に職権で階段を決めるわけでございます。それから、この保険料は、要するに市町村で調達する保険料はもう一定額が決まっておりますので、あと、ある方の料率を下げたり上げたりするということは、ある他の方の料率の言わば上下につながるという、言わばその市町村の中でのゼロサムゲームになっているということもございますので、市町村の実務の方では、申請主義ではかえって公平感が、公平性が保てないことと実務上の問題があるということで、これは勘弁してほしいという声が強く出されまして、私どもその道は取らないこととしたところでございます。この点は御報告をさせていただきます。

○辻泰弘君 しかし、税制改正のときに、介護保険のときにはそのことをやっていくんだということを行った上で出発しているわけですから、私はそれはそれで一つの考え方だと思うんです。

それで、いずれにしても、実務的なやり方というのはいろいろ考え方ある。私どもは二つあると思って主張してきていましたけれども、それが厚労省としてどうされるのかというのはありますが、いずれにしても、坂口前大臣の答弁があり、尾辻大臣の答弁があるという流れの中で、やはりその部分についてどう答えを出したのかということが明示的に分かるように、そこははっきりしていただきたいと思うんです。だから、この審議がいつまで続くか分かりませんが、その最終段階までには必ずそのことについて明示していただきたい。大臣、いかがですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先ほど来お答え申し上げますように、坂口前大臣から私に引き続いてお答えを申し上げた。そのお答えの、私どもの具体的な答えというのは、再三局長が申し上げますように、課税のところの皆さんの段階を小刻みにするという、これが具体的な答えだと思ってお答え申し上げますので、今のところ、これ以上のことをと言われますと、私どもの今考えておりますものにはありませんとお答えせざるを得ないことを改めて申し上げます。

○辻泰弘君 ただ、局長の答弁もありましたけれども、新五段階、新六段階、新七段階のその部分について、年金課税強化のことも加味してというようなことは実は今までおっしゃってなくて、今、今日そういうことをおっしゃったわけです。その考え方が全然出てきていないわけです。ですが、その部分はそういうことがあるということをやはり付言したものがやっぱりあってしかるべきだと。そういう意味においては、改めてそのことにどう答えを出したんだということはやはりはっきりしていただきたい。その点はお約束ください。

○政府参考人（中村秀一君） 市町村に対する制度改正の趣旨の徹底、そのお話だと思

ますので、私、先ほど申し上げたと思いますけれども、委員御指摘でございますので、また明確にその点はさせていただきたいと思えます。

○辻泰弘君 念のため、十六年度改正の分もあるよということだということですからね、そこは申し上げておきます。

それで、次のテーマに移らせてもらいますけれども、今度は第二号被保険者の保険料のことについてでございます。

これも私、今回の審議にかかわって、当然第一号被保険者の保険料の統計もある、第二号もあると、このように思っていたわけですが、実はなかったわけでございます。それで、ちょっと資料を作っていたら、やっとならぬ昨日いただいたようなことで、ずっと、さっきの内閣府とのあれじゃないですけども、納付金を込みにした数字ばかり出してこられて、じゃ本当に保険料はどれだけのなにかというのは全然明示されていなくて、この統計がなかったこと自体、私はやはり、その視点からするアプローチというものが希薄であったというふうに私は思っているわけなんです。

それで、まず資料をお配りいただいて、これについて、二号被保険者の部分が中心かと思えますけれども、ちょっと御説明を簡単にしてください。

〔資料配付〕

○政府参考人（中村秀一君） お答えを申し上げます。

今お配りいたしておりますのが介護保険の保険料収納額の推移でございます。区分は第一号被保険者、第二号被保険者と、こういうふうになっておりまして、平成十二年度から十七年度まででございます。十二年から十五年度につきましては、注の二でございますけれども、介護保険事業状況報告年報でございます、の実績でございます。十六年、十七年は予算と、こういうふうになっております。

まず、第一号保険料の、簡単にさせていただきますが、当該年度に各保険者が普通徴収、これは典型的には窓口で納付していただくもの、又は特別徴収、これはいわゆる年金からの天引きによって徴収した金額を計上させていただいております。

なお、平成十二年、十三年は特例措置がございまして、施行時の、注の一に書いてございますように、十二年度は本来額の四分の一、十三年度は本来額の四分の三と、こういう状況でございましたので、そういう点を御留意いただきたいと思います。

第二号被保険者の保険料は、十二年度から十六年度に当該した納付金額について、各医療保険に賦課した納付金額について、先ほど御議論ございました公費、保険料以外の国庫負担を除いて計上させていただいております。

以上でございます。

○辻泰弘君 先ほど内閣府にお聞きしたときに、将来推計のときは当然ながら納付金を除いていると、こういう御指摘だったわけですね。しかし、これ私が要求して、これが出てくるまでにどれほど時間が掛かったことか。だから、元々納付金以外、要は純粋に保険料

の部分でとらえていればすぐ出てきたはずだし、元々出されていてしかるべきものをこんなに時間が掛かって、最初は二号の内訳も政管と国保だけであとは出てこなかったのが、昨日の段階でそこも追加されたという資料が二ページ目に出てきているわけですがけれども、これほどいかにそういう二号保険料の負担という見地からのアプローチがないということをお示しを私は端的に物語っていると思うんです。なぜ納付金ばかりで示してきたんですか。——まあ、それはちょっと時間が掛かるからまたにしておきますが。

それで私、もう一つ、最近の介護保険料、政管健保、組合健保、それぞれの料率の推移をお示してください。

○政府参考人（中村秀一君） 失礼しました。お答えを申し上げます。

政府管掌健康保険の介護保険の料率でございますが、平成十七年度、パーミルでございます、一二・五パーミル、ですから一・二五％ですね、パーセントで言えばなっております。十二年度は十三年一月でちょっと変化しておりますが、十二年度、十三年一月は一〇・八、十三年度は一〇・九、十四年度は一〇・七、十五年度八・九、十六年度一一・一、十七年度一二・五になっております。

それから、健康保険組合の平均介護保険料率でございますが、これもパーミルで、単位でございますが、十七年度が一〇・五〇でございます。非常に細かくて恐縮ですが、十二年度から申し上げますと、十二年度が一〇・八八、十三年度が一〇・二七三、十四年度が九・八八四、十五年度が八・五七八、十六年度九・五一八、十七年度一〇・五〇と、こういうふうになっております。

○辻泰弘君 まあ、十五年度以降は総報酬制に変わっているということがあるのでその部分はちょっと加味して考えなきゃいけませんけれども、じゃもう一つ、先ほど申しました昨年五月に出された社会保障負担の給付と見直し、この中での、推計の中での介護の保険料率どうなっているか、政管、組合、それぞれお示してください。

○政府参考人（中村秀一君） 先ほど申しあげました社会保障の給付と負担の見直しによりますと、政管健保につきましては二〇二五年に二・〇％、組合健保につきましては二〇二五年に一・七％、こういうふうになると見通しております。

○辻泰弘君 まあこれは時間がそんなにないのであれなんですけれども、かつては政管健保、千分の九十一でしたか、それから組合健保、千分の九十五という上限があった。そのときには、当初は介護保険もその中に定められたわけですね。それを、平成十二年七月からその部分は外出しにして介護についての上限はなくなったということで、これまでも議論はあるわけですがけれども。

私は、この今の二〇二五年の見直しは、医療の部分についても上限を超えているということになるわけだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、私は、二号被保険者の負担という見地からするアプローチも私はあってしかるべきだと。介護の給付は私は大

事だと思っておりますけれども、しかしやはり、強制保険料の徴収という形で取るわけですから、そういう意味合いにおいて、第二号被保険者の現役の負担の、そのことの負担という視点からある意味では歯止めとか参画というものがあってしかるべきだと、このように思うわけでございます。

そういった意味で、私は、かつては千分の九十一の中にあつた、上限が現実にあつたわけですし、答弁もそのことをむしろ強調されているようなときもあるんですけども、今日的に考えて、医療だけ、介護だけと分けて持つことが果たしてどうかということもあるかもしれませんけれども、すなわち、いわゆる負担という意味ではトータルとしてとらえるべきかもしれませんが、九十一、九十五が何の妥当性があるかということは元々あるかもしれませんが、しかしそれはそれとしつつも、すぐに超えるような歯止めだったらもちろんそれ意味がないわけですけども、しかし何らかの目安というものはそれなりに専門家の方々が協議される中で持たれてしかるべきじゃないかと。

局長はそう上がらない仕組みになっているというふうにおっしゃるわけですけども、しかし二〇二五年には数字的にはかなり、今の倍になるというふうになっているわけですから、それはある意味当然のことなんですけれども、しかし私はやはり、当面の目安といいますか、歯止めといいますか、そういうことを持つということはそれなりに意味があると思うんです。だから、そのことに、御検討いただきお取り組みいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○政府参考人（中村秀一君） ただいまお答え申し上げましたように、政管健保で申し上げますと、平成十五年度から総報酬制で保険料率八・二％になっていると。そこで、現在、介護保険が一・二五％でございますので、医療保険の全体を一〇〇とすると一五・二％が介護保険の保険料になっている。また、健保組合の方は、同じように計算すると一四％程度が介護保険の保険料になっているということで、委員おっしゃるとおり、四十歳から六十四歳グループは六十五歳以上の世代も支えているという立場にもあります。

介護保険制度は、その世代の間で同じだけ保険料を負担するということになっておりますので、高齢者グループも、第一号被保険者の保険料もむやみに上げられるものではないと。こういうところで一定の歯止めが掛かっているというふうに申し上げているわけですが、それにしても、その四十から六十四歳の方々の負担の問題がございます。

それで、声がなかなか反映されていない、それからただいまの統計の話にも見られるように、どうもその第二号被保険者の声というものの適切な反映の場がないんじゃないかという御指摘だと思います。

地域におきましてもそういった枠組みがつくられるように、また、四十歳以上の方々にも介護保険制度において二号被保険者や医療保険者の代表が制度運営により関与していくことは重要だと考えておりますので、具体的には、自治体における介護保険事業計画の策定への参画が進むように、私どももこの点については努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 第二号被保険者の保険料は、給付費総額の三二％を被保険者数で割って出し

ていくわけですね。そのプロセスから見ても、第二号被保険者というのはまあはっきり言って受け身になるわけですね、自動的に決まってくるということになるわけですから。ですから、そういう意味から、ある意味で料率決定の際に参画するといえますか、そういう部分というのは私はあつてしかるべきだと思うんですね、上限ということも一つあるんですけども。同時に、料率決定、まあ自動的に決まるにしても、極端に言えば自動的に決まるにしても、その決定過程がこうだということを見せる場といえますか、そういうことはあつてしかるべきだと思うんです。

局長も今地方のことをおっしゃいましたけれども、都道府県もあると思うし、全国的にも何らかのことを考えていかなければならないと、このようにおっしゃっているんですね。その趣旨は私は、中央においてもそういう保険料率の改定についての参画といえますか、そういうことを意味しておられるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうか。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、保険料自体は、個々の保険料は市町村で決められますので、市町村に第二号被保険者や医療保険者などの参画ということは非常に重要であるということ御答弁をさせていただきました。今の御指摘は、全国レベルにおいてもそういうことが必要ではないかということでございます。

昨年七月に取りまとめられました介護保険部会の意見書でも、二号被保険者や医療保険者の代表が制度の運営に関与していく方法を検討していくことが必要であると指摘されております。介護保険部会なり様々な審議会がございますけれども、そのほか、厚生労働省に第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置することなども視野に入れて、具体的な手法について今後関係者と検討をしてみたいと思います。

○辻泰弘君 大臣、私の思いは分かっていたと思うんですけども、第二号被保険者の保険料というのは、さっき言いましたように、受け身で決まる、自動的に算出されるわけでございます。現役に強制的に保険料を徴収しているわけでございますから、私はその視点というものもやっぱり大事にせにやいかぬと。

私、介護の給付は大事だと思っていますけれども、しかし、そういう負担の、強制的に徴収するという視点からの見詰め方もやっぱりあつてしかるべきだし、そういう意味での私は保険料の上限設定ということ、また、今やり取りしましたけれども、参画の場といえますか、そういう第二号被保険者の代表の方々の参画、少なくとも、今は自動的に決まっているわけですけども、そのプロセスにかかわる、あるいは説明の場というようなことも含めて、そういった視点は十分加味していくべきだと思うんですけども、そのことについて、大臣、御所見を求めたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 御趣旨は分かりますし、また大事な御指摘だと思います。ただ、具体的にそういうことをどうやってやれるかということは、また率直に申し上げて難

しい面も持っておると思いますし、今後の課題にさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 気のないような御答弁のように思うんですけども、やっぱり上限を設定するとか、やっぱり参画の場、まあ局長の方がむしろ積極的かもしれませんが、どうかその点について是非、やはり私は、将来的には上限ということはやっぱりまた一つ出てくるんじゃないかと思うんです。局長、やる気のあるところを教えてください。

○政府参考人（中村秀一君） 今日の委員会の冒頭にもお話がございましたとおり、社会保障の費用全体と国民の皆さんの負担できる言わば力との関係というのは非常に問題になっておりますし、医療費、介護費用、この辺が人口の高齢化に伴って私どもの給付と負担の見通しでも非常に増える部分だということは確かでございますので、そういう部分の費用をやはり現役世代にかなり頑張っていただかないと、介護保険制度にしる医療保険制度にしる、成り立たないわけでございますので、この問題は非常に重要な問題になると思いますし、費用を負担しておられる方々の意向の反映というのは大変大事な問題ではないかと思っておりますので、介護保険の分野におきましても、第二号被保険者の方々の意見ということ、あるいは参画ということについてはこれまで以上に、介護保険部会での意見書でも指摘されておりますので、これまで以上に努めてまいりたいと思います。

○辻泰弘君 そういった場をつくるということが一つと、今言及はいただけなかったように思いますが、上限のこともやっぱり併せて考えていただきたい。かつてあって、それが外れていて、将来は伸びていくことはあるわけですから、私は、医療とプラスでもいいかもしれませんが、そのことについて、局もまたぐかもしれませんが、御検討いただくように申し上げておきたいと思います。

時間も限られておりますので、もう一点、施設給付の見直しのことについてお伺いしたいと思います。

まず、今度の第三、第四段階の、利用者負担についてですけども、標準的なケースで増加する額が月額どれぐらいかということをお示してください。

○政府参考人（中村秀一君） 施設給付の見直しに当たって負担額の御質問でございます。お答えを申し上げます。

具体的な利用者負担、これは定率の一割負担、居住費、食費の負担の合計額、月額の変化につきまして特別養護老人ホームの多床室に入所する場合を例に取らせていただきます。

まず、保険料第一段階では増減がございません。二万五千元が二万五千元でございます。保険料の第二段階、これは市町村民税非課税の世帯でございます、年金額八十万程度ということでございますが、現行四万円から、月額四万円から月額三万七千円ということで、
○・三万円減でございます……

○辻泰弘君 それはいいです。三、四、それだけでいいです。

○政府参考人（中村秀一君） 保険料第三段階。はい。

保険料第三段階は、一万五千円の増、四万円から五万五千円、それから第四段階以上、標準的なケースでございますが、五万六千円から八万七千円ということでございます。

○辻泰弘君 それで、今後のスケジュールと申しますか、お考えをちょっと確認しておきたいんですけども、その補足的給付は告示によって対応すると、それから介護報酬の改定は介護給付費分科会の審議の後に告示で対応すると、こういうお考えなんですか。

○政府参考人（中村秀一君） 施行でございますが、ただいまの介護保険の制度から食費、居住費につきまして保険給付の対象外にするという改正につきましては十月実施でございます。このために、この法律ができますと、先ほどの補足給付、低所得者の方々に対する補足給付を決める必要がございます。これは介護報酬の手当てが必要でございますので、介護給付費分科会で、この十月施行に合わせ、法律成立後、精力的に審議をお願いして早急に決めたいと考えております。

○辻泰弘君 大臣にお伺いしたいんですけども、今局長の答弁もありましたし、大臣もよく御存じでしょうけれども、第三段階、例示としては年金八十万超二百六十六万以下の者ということでしょうけれども、そこは一万五千円。一万五千円というのは月額ですから、九月と十月で一万五千円増えるということに、いただくということになるわけですね。それだけのプラスでもらうということになる。それから、第四段階二百六十六万円超の方については三万程度、九月から十月にかけてがくっと変わると、こういうことになるわけでございます。

これは余りにも性急過ぎると。余りに短期間。しかも、今おっしゃったように、七月の末に恐らく告示が出て、一番早いケースですけども、それで十月一日からやるということですから、その性急さ、そして急激さというものはかなりのことだと思わざるを得ないんですけども、大臣、その点はどういたしますか。簡単にお示してください。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今お話は、今決めて十月一日に施行すると、十月一日からお願いをするということが早過ぎるのではないかということについて私の考え方を述べよと、こういう御質問でしょうか。

そういう御趣旨でありますと、決して十分な時間があるというふうにも思っておりませんけれども、今回の私どもがお願いいたしております持続可能性ということのための見直しということでございますので、私どもから改めてお願いいたしますと申し上げざるを得ないところでございます。私が今そのことについて答えろと言われてますと、そういうふうに申し上げます。

○辻泰弘君 昨年この時期、年金改正があったわけでございますけれども、私どもはそ

れに反対しておりましたけれども、しかしそのときも十月一日から被用者の保険料はアップになったわけでございます。ただそれも、平均的なサラリーマンにおいて一万円といたしますが、年額一万円アップだったわけですね。まず、実務的にいっても、事務所として承知していれば、御本人は必ずしも知らなくてチェックオフで天引きで取られるわけですから、実務的にもそれで済んだところもあるわけですけれども、今回の場合は御本人に財布から出してもらうという世界になるわけでございます。そういう意味合いにおいても、しかも額が、言いましたように年金の場合は年額一万円ですから、月にすれば千円以下だったわけです。しかし、今回の場合は九月と十月で三万円違う人もいると、こういう話でございます。それは余りにも急激だと思ふ。その部分について、私は、さっきの話じゃないけれども、段階的な措置といいますか、激変緩和の措置があつてしかるべきだと思ふんですけれども、その点どうですか。

○政府参考人（中村秀一君） 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、来年四月には各市町村で介護保険の保険料を見直す時期になっております。この五年間相当給付費も伸びておりますので、保険者の方からは、できる限り早い、保険給付費の伸びの、今のように伸びることのないような措置の実施が望まれておるところでございまして、何ともしてもこの点につきましては、十八年四月の保険料の引上げ幅を少しでも小さくする観点からも早急な実施をお願いしたいと、こういうことで私どもお願いしているところでございます。

実施に当たりましては、市町村の方でよく御説明できるように、必要な情報はお伝えをし、また、法案が成立いたしましたら、施行について十分市町村を通じまして利用者の方、事業者の方に制度改正の見直しの趣旨や内容が理解されるように努めてまいりたいと思ひます。

○辻泰弘君 保険料の引上げに、ほかの引上げにならないよという御趣旨も、また、ホテルコストを取るということ自体も、私は必ずしも否定するつもりの方ではございませんけれども、しかしながら、やはりこれは余りにも短期間で、性急であつて、かつまた急激過ぎるというふうに思ひます。

それで、条文を見ますと、五十一条の二、特定入所者介護サービス費の支給というところがございまして、その中で、所得の状況その他の事情をしんしゃくして厚生労働省令で定めるものについて支給すると、こういうふうになっているわけでございます。それで、おやりになっているのは、所得の状況を考えてということになると思ふんですが、私は、ここで言っているその他の事情をしんしゃくして厚生労働省令で定めるものがという部分を、そういう対象としてとらえて、その激変緩和というものをこの条項の、五十一条の二の一と二を使って、上限額の設定、そして補足的給付を出すという部分ですね、これはこの法律の枠内でできることだと私は思ふんです。

ですから、その意味合いで、例えば負担をそのことによって暫定的に補足的給付を設けて段階的に減らしていくということになるわけですけれども、例えば十月、十一月は四分

の一の負担になる、十二月、一月は四分の二イコール二分の一になる、それから二月、三月が四分の三だと、そして四月からは完全実施というようなことは、ほかの時期的なことにもつながるわけですが、それぐらいの段階的な措置というのはこの法律の中で私は対応できると思うんです。是非そういう形で御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（中村秀一君） 今回の見直しで正に食費、居住費が利用者の御負担になるということで、負担するのに支障が生ずる方々につきましては補足的給付を創設すること。それから、それでカバーされないような場合、生じたような場合につきましては、社会福祉法人による減免措置の運用を拡充すると、そういうような措置を講じてこの点についてはカバーをさせていただくことといたしております。

御指摘の第四段階の方につきましては、世帯に課税層の方がいられる方であり、相当程度の負担能力もあるというふうに考えておりますので、見直しの趣旨を踏まえ、本年十月から御負担いただきたいというふうに考えております。その他の事情というような点は、世帯の状況などを勘案しておりますので、そういう第四段階の方であっても、世帯の状況などで食費、居住費負担が相当困難なような場合については、運用面での対応を図ってまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 尾辻大臣、政治家としてお伺いしたいんですけれども、やっぱり、負担を求めていくということは、それはあり得ることなんですけれども、しかしやはり、それなりの時間もあり、かつまた急激な、おっしゃったように元々負担能力があるよという世帯もあり得るかもしれませんが、しかしやはり、それはそうであろうとも、しかし今よりも負担を急激に増やすということはやはり大きなことでございます、国民にそれを求めるわけでございますから。だからそういう意味では、私は政治の対応として、それはある程度経過措置を持つということは当然あってしかるべきだし、私はその意味においてやはり大臣のリーダーシップを発揮していただきたいと思うんです。これは、この間の参考人の御意見も当然そういうことがございましたし、だれしもそれは認めるところじゃないかと思うんですね。その期間がですよ、法律が今月通ったとしても、実際七月になってから告示で、八、九を経て十月から適用ということでございますし、額も本当にさっきおっしゃったように三万円、月三万円増えるわけでございますから、それは非常に大きなことでございます。かなり収入があるといっても、それは大きな変化でございます。

そういう意味において私は、政治の対応としてそういったことについて、私は法律上、局長の後半のお話ありましたけれども、逆に言えば、根本的には否定されないという理解だと私は思っておりますが、そういう意味合いにおいて、この法律の枠内で、私が申し上げたような告示の世界での対応ということは、私はできると思うんです。ですから、そういった意味で激変緩和の措置を講じていただくようお取り組みをいただきたいと思うんですけれども、尾辻大臣、御見解をお示してください。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先ほどお述べになりました補足的給付につきましては、これは局長からも御答弁申し上げておりますように、低所得の方々に支障が生じないように配慮すると、そういうことで設けておる規定でございますので、私どもからお願いしたいことは、負担能力を持っている方には是非負担してくださいということでございます。したがって、補足的給付の中で考えるというのは、非常に難しいところがあると率直に申し上げたいと存じます。

繰り返しのこととなりますけれども、持続可能性ということで今回の見直しでございますから、もう一回申し上げますと、負担をできる方には御負担くださいというお願いをさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 低所得者への配慮をしていると、それはそれでいいんですが、その上の方の第四段階、第三段階の方々の負担の求め方が急激じゃないかと、このことについてです。それは急激だとは思ってないということになりますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 急激であるかないかといいますことよりも、申し上げますように、負担できる方に御負担をいただきたいということでございますから、是非お願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 さっきの繰り返しになりますけれども、やはり私は負担を求めるといふことはあるとは思っておりますし、ホテルコストの部分、絶対駄目だという立場ではございませんけれども、しかしながら、やはり求め方にも手順もあり時間もあると、そしてやり方というものがあると。

やはり激変緩和といいますか、それは当然あってしかるべきで、私はそういう見地から調べておりませんが、これだけの急激な負担増をこの期間の事前の情報伝達でやったことは恐らくないんじゃないかと思うんですね。もしあれば示していただければ、私はそれ以上のことをこんなことやっていますよということがあれば教えていただきたいと思いますけれども、私はその点については、おっしゃる意味合いもそれなりに分かるんですけれども、しかし余りにも性急であるし急激であると。

この点については、私はやはりしっかりと配慮すべきだと、このことを申し上げて、時間が参りましたので私の質問を終わります。